

高山市長 國島 芳明 様

高山市議会
議長 車戸 明良

政策提言について

高山市議会基本条例第 2 条及び第 12 条の規定により、下記の 5 項目について提言する。

記

1. 公共交通体系について

地域政策の一環として位置付けられる公共交通は、交通弱者にとっては必要不可欠な事業である。これまで以上に多くの市民が利用することにより収益性を向上させ、持続可能な公共交通とするために、以下の 3 点について対応を求める。

(1) 利便性向上と収益構造の将来予測

市民ニーズに応えるため地域特性に合った運行体制を確立し、将来に渡り利便の向上を図るための収益構造について検討する。

(2) 目標値の設定と運行主体の民間化

公共交通事業の評価が必要なため、利用者目標を設定し事業の効率を検証する。また、利用者の増加により採算性が見込まれる「まちなみバス」については、市営駐車場の運営と併せて運行主体を民間へ委譲させる。

(3) 福祉輸送の充実と輸送事業の統合

バス交通が利用困難な高齢者に対しては、福祉輸送への移行を含めて制度の充実を図る。また、「のらマイカー」と同一路線を運行するスクールバスについては、統合を検討する必要がある。

2. 産業経済政策の展開について

「何で稼ぎ」、「どう雇用の場を創出していくのか」を明らかにし、この方針に基づいた戦略的な産業経済政策の展開を通じてまちの持続可能性を担保するために、以下の 3 点について対応を求める。

(1) 産業振興計画の見直し～産業経済戦略中長期ビジョンの確立

現行の産業振興計画の見直しを行う中で、「何で稼ぎ」、「どう雇用の場を創出していくのか」を基本とした産業経済戦略の中長期ビジョンを策定し、民間と行政で共有する。

(2) 産業経済戦略会議の設立～戦略的産業経済政策の形成

大学やシンクタンク等外部有識者を多く登用した「産業経済戦略会議」を立ち上げ、市の産業経済政策のあり方等について継続的に検討・議論することにより、産業経済政策の方向を明示していく。

(3) 産業経済部門の企画・調整機能の強化～産業経済政策の総合的管理

観光・商業とこれらを支える伝統産業・農林畜産業をはじめ、工業、建設、新エネルギー関連産業など、様々な産業経済政策を総合的にコントロールするとともに、複合的な産業経済政策群を形成できる体制を整え、産業経済政策の総合的管理を推進する。

3. 高山市公設卸売市場について

高山市公設卸売市場の問題は、運営と施設更新の問題であるだけでなく、関連する地域の生産、販売、雇用、経営が結びつく産業振興に関わる問題であり、市民生活にも直接関係する市政の優先課題であるため、以下の3点について対応を求める。

(1) 総合計画への位置づけ

平成24年度中の方針決定が必要である。施設整備の方針一つとっても総合計画や中期財政計画による裏付けもない状況である。平成26年度に策定の高山市第八次総合計画に位置づけ、総合的に対応する必要がある。

(2) 施設整備方針の早期決定

耐震基準をクリアできない施設の老朽化を放置すべきでなく、まず施設整備の方針を決定すべきである。

(3) 開設主体の再考と今後の運営管理体制の決定

公設、指定管理、3セク、民営の判断は市場関係団体等とよく協議し決断されたい。これ以上の市場使用料の減免は今後の公設での運営を困難にする。現状の減免体制でも市場の維持管理への財政的基盤は危ういといえる。

4. 水道管の早期耐震化とGIS（地理情報管理システム）の導入について

以下2点について対応を求める。

(1) 地震などの自然災害、水質事故等の非常事態において、基幹的な水道施設の安全性の確保や、重要施設への給水確保、また生命や生活のための安全な水の確保が求められている。水道施設の早期耐震化の推進と、効果的かつ効率的に耐震化を進めるためにも、諸計画とは別途の「水道施設耐震化計画」の早急な策定を行うこと。

(2) 合併以降、49箇所もの水道事業が点在しており、この多くの事業を、平成26年度までに財政状況の明確化、運営基盤の安定化による健全な事業運営の持続、給水の安定化を図るために現在、統合計画を進めている。日本一広い市域の中、未だ紙ベースでの管理状況である。住民意識の向上と生活様式の多様化、また、水道に対する価値観も高まっており、今後、水道施設を適切に管理していくためには、よりきめ細かな配慮と、迅速かつ正確で効率的な維持管理が求められている。維持管理の強力なツールとして、現在市内導入のGISを活用した「水道施設情報管理システム」の導入を行うこと。

5. ごみ処理施設の建設について

新ごみ処理施設の建設は喫緊の課題であることから、ごみ処理基本計画に基づき、以下の内容について配慮の上、早急に新ごみ処理施設建設を推進するよう求める。

(1) 新ごみ処理施設の施設概要、用地選定における手順及びスケジュールを明確にすること。

(2) 新ごみ処理施設建設に際し、市民と共に推進すること。